

部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約

第1条(会員等)

九州カード株式会社(以下「当社」という)に、本特約、九州カード法人会員規約(コーポレートカード用・会社一括方式)(以下「法人会員規約」という)及び九州 Visa パーチェシングカード特約を承認のうえ入会申込みをした法人又は非法人たる団体(以下まとめて「法人」という)のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員(以下「会員」という)とし、当社が認めた部署名義等(部署名等の自然人以外の名称)のパーチェシングカード(以下「カード」という)を発行します。この場合、本特約が最優先で適用され、本特約は、法人会員規約及びパーチェシングカード特約と一体をなすものとし、本特約と法人会員規約又は九州 Visa パーチェシングカード特約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとします。

第2条(使用者名義の特則)

1. 会員は、カードを使用する部署名義等を使用者として届出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等(以下「会員番号等」という)を表面に印字又は登録したカードを会員に貸与し、又は当社所定の方法で会員番号等(以下まとめて「カード情報」という)を通知します。会員は、貸与又は通知されたカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員はカードが貸与されている場合、カードのカード名義人、及び署名欄について、部署名義にて印字・署名し、カードを利用するものとします。

第3条(カード情報の利用)

1. カード情報は、会員及び管理責任者の管理の下で利用するものとし、九州 Visa パーチェシングカード特約第3条(1)から(6)の利用目的にかかわらず、会員及び管理責任者が必要と認めた場合、法人会員規約第26条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとします。
2. カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード会社が予め承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、会員番号等を、当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード情報を利用することができるものとし、店頭取引においてはカード情報を利用しないものとします。
3. カードが貸与されており、店頭で利用する場合には、原則、暗証番号を店頭端末機に入力して行うものとし、暗証番号の入力が利用できない場合のみ売上票等への署名を行うものとします。なお、カード署名欄が個人名でないこと等により加盟店にカード利用を拒否される場合があることにつき会員はあらかじめ同意するものとし、当社に対して何ら異議を申し立てないものとします。
4. 会員は、本条の利用目的の範囲内であるかを問わず、当該会員番号で利用されたカード情報の利用代金についてすべて支払いの責を負うものとし、当該利用を否認することはできないものとします。

第4条(タクシーチケット取扱いの特則)

会員がタクシーチケットを利用する場合は、タクシーチケットに関する特別規約第4条第1項にかかわらず、会員氏名の署名に代えて会員が当社に届出た組織名称及び当該チケット利用者の氏名をタクシーチケット署名欄に記入のうえ、乗務員に交付するものとします。

第5条(カード情報の管理)

1. 会員は、カード情報毎に、法人会員規約第2条第2項の管理責任者を指定するものとします。
2. 会員及び管理責任者は、カード情報を自ら使用し、又は会員に所属する役員・従業員(臨時雇用、嘱託を除く。以下まとめて「従業員等」という)に使用させることができるものとします。従業員等へカード情報を使用させる場合、会員及び管理責任者は九州 Visa パーチェシングカード特約第3条ならびに本特約第3条に定める範囲で利用するよう徹底するものとします。また、会員及び管理責任者は自ら又は従業員等をしてカード情報を違法な取引に使用しあるいは使用させてはならず、善良なる管理者の注意をもって自らカード情報を使用又は従業員等に使用させ、これを管理するものとします。会員及び管理責任者は、当社がカード情報の管理状況等の報告を求めた場合にはこれに従うものとします。
3. 会員及び管理責任者は、法人会員規約第26条ならびに本特約第3条の定めに従いカード情報を加盟店に通知等する場合を除き、自ら又は従業員等をして他人にカード情報を通知・漏洩等をし、あるいはさせてはならないものとします。
4. カード情報の使用、管理に際して、会員若しくは管理責任者が本条第2項ないし第3項に違反し、その違反に起因してカード情報が不正に利用された場合、あるいは会員の従業員等によるカード情報の使用あるいは通知・漏洩等に起因してカード情報が不正に利用された場合、会員は、本特約に基づきそのカード情報の利用代金について全て支払いの責を負うものとします。
5. 会員は、管理責任者をして本特約の会員の義務の履行を補助させるものとし、会員の義務を遵守させるものとします。
6. 会員はカードが貸与されている場合に暗証番号の変更を希望する際は、当社の判断により、カードを再発行する方法で暗証番号の変更を行うことが出来るものとします。ただし、再発行にかかる手数料は会員が負担するものとします。

第6条(契約違反)

1. 本特約に関連し、当社及び第三者に損害が発生した場合、会員は、その損害を賠償する責を負い、当社に一切迷惑をかけるものとし、
2. 会員が本特約に定める規定に違反した場合においても、法人会員規約第12条及び第14条における契約(規約)違反とみなすものとし、各条項が適用されるものとします。

第7条(特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を知り、又は新特約を送付した後にカード情報を利用したときは、変更事項又は新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。また、会員及び管理責任者は当該通知があったときは改定内容を従業員等に周知するものとします。

第8条(有効期間)

本特約の有効期間は、法人会員規約と同一とします。

(2025 年 4 月改定)